

## 令和8年度（特非）就労生活定着支援センターリーブ 職員待遇

### ◆賃金改善について

#### 1. (新)処遇改善手当（継続）

毎月の支給額を次の通りとする。

○正規職員で職責のある職員については、職責に応じて支給

リーダー職にあるもの →40,000円

係長職にあるもの →45,000円

課長職以上にあるもの →50,000円

○上記以外の正規職員については、

勤務年数並びに経験年数に応じて支給

15,000円～31,000円

○準職員（正規職員以外でフルタイム・月給制）については、

勤務年数並びに経験年数に応じて支給

10,000円～20,000円

○非常勤職員については、勤務時間並びに勤務年数に応じて支給

実労働時間が月50時間未満→3,000円～6,000円

実労働時間が50時間以上100時間未満

→5,000円～8,000円

実労働時間が100時間以上120時間未満

→8,000円～13,000円

実労働時間が120時間以上140時間未満

→9,000円～16,000円

実労働時間が140時間以上 →10,000円～18,000円

○賞与月（6月）に賞与算定ルールに基づき、対象職員に支給

※職員とは、賞与月に勤続1年以上を経過しており、且つ、賞与支給後も当法人において引き続き勤務継続の意向のあるもの。

尚、支給月に産前産後休暇、育児休暇、休職中（長期、短期いずれの場合も含む）等で勤務していない場合は支給の対象外となります。

#### 2. 支給のルール

1. 勤務時間とは、例年通り有給を含まない実労働時間とし支給額を算定します。
2. 月の勤務日数が10日未満の場合は支給はありません。
3. 手当に余剰金が生じた場合は、年度末（4月支給分）に調整して支給します。

4. 令和8年度の介護・訓練等給付費収入の予算見込みに基づく暫定額のため年度内での手当額の見直しが生じる場合があります。
5. 手当の重複支給はありません。(支給額の高い額を優先します。)
3. 職位・職責・職務内容に応じた年1回の昇給及び勤続1年以上の職員に対し賞与を支給(継続)  
但し、介護・訓練等給付費報酬の著しい減額に連動する処遇改善加算減算の場合は、法人の経営実態に応じた支給額を見直す場合があります。
- 4リーダー職に対して理事長手当を支給(継続) 8,000円

◆キャリアパス要件について

1. 職員の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定めている(別紙)
2. 職員のスキルアップとチーム体制の強化のための自己啓発研修を実施(継続)
3. 外部研修参加や資格取得のための勤務調整の実施(継続)

◆職場環境の改善及び向上※抜粋、別紙：職場環境の改善及び向上の取り組み

1. 資質の向上
  - ・働きながら資格取得を目指す職員に対し勤務調整等の受講支援制度(継続)
  - ・専門性を重視した職員層の積極的な採用(継続)
2. 労働環境改善
  - ・子育てとの両立を目指すための育児休業制度(継続)
  - ・職員の休憩時間の顕在化の推進(継続)
3. その他
  - ・非正規職員から正規職員への転換(継続)
  - ・職員の増員による業務負担の軽減(継続)
  - ・障がいの有無に関わらずだれもが働きやすい勤務シフトの配慮(継続)
  - ・健康推進のための予防接種や健康診断費用の補助(継続)

※上記の職員待遇については、令和8年度単年の適用とします。

※千葉県障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業補助金申請中です。

令和8年6月1日

特定非営利活動法人  
就労生活定着支援センターリーブ  
理事長 勝田文典(公印省略)